奈 警 協 発 第３５号

令 和 ６年 ７月 １日

会　員　各　位

(一社)奈良県警備業協会

会　長　 若 原　邦 弘

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令」及び「警備員指導教育責任者

及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則」

の公布について

謹　啓

　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、このたび警察庁より、「道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第61号）」及び「警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和６年国家公安委員会規則第９号）」（以下「本通達」という。）が発出されました。

本通達では、主に次の内容が改正されました（詳細については別添参照）。

○ 警備業法施行規則第25条（死亡等の届出）に関する別記様式が追加された。

○ 機械警備業務管理者の選任について、一定の条件を達している基地局として都道府県公安委員会の承認を受けたときは、専任の機械警備業務管理者を置くことを要しないこととなった。

○ 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習、警備員等の検定に関する講習において、電気通信回線を使用して行う方法等について明記された。

　○ 合格証明書への住所の記載が不要となった。

　　 なお、現在所持している合格証明書から新様式（住所がないもの）へ書換えする必要はない。また、住所が変更になった場合も書換えは不要である。

つきましては、本件を周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹　白